

三十五 第 61 条（漁業協同組合等の留保所得の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p>61-7 <u>削 除</u></p> <p>（費用として支出された金額のうち所得の金額の計算上損金の額に算入されなかったものの範囲）</p> <p>61-10 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) 法第 38 条の規定により損金の額に算入されない租税公課（法人税（附帯税を除く。）又は道府県民税若しくは市町村民税を除く。）及び<u>法第 55 条の規定により損金の額に算入されない隠ぺい偽装行為に要する費用等の額を損金の額に算入した場合のこれらの租税公課及び隠ぺい偽装行為に要する費用等</u></p> <p>(3) .....</p> <p>（利益積立金額が出資総額の 4 分の 1 を超える場合のその金額の構成）</p> <p>61-11 .....</p> <p>.....利益積立金額（当該事業年度において留保した金額を含み、<u>当該事業年度に係る配当その他剰余金の処分により支出する金額を除く。</u>）.....</p> <p>.....</p>	<p style="text-align: center;"><u>（剰余金の処分により支出される金額の範囲）</u></p> <p>61-7 <u>措置法令第 37 条第 2 項第 3 号に規定する「配当、賞与その他当該事業年度の剰余金の処分により支出される金額」は、当該事業年度において剰余金の処分として支出された金額だけでなく、当該事業年度において利益積立金額を取り崩して支出された配当、賞与等及び当該事業年度において損金として支出された賞与等で剰余金の処分として支出されるべき金額を含むものとする。</u></p> <p>（費用として支出された金額のうち所得の金額の計算上損金の額に算入されなかったものの範囲）</p> <p>61-10 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) 法第 38 条の規定により損金の額に算入されない租税公課（法人税（附帯税を除く。）又は道府県民税若しくは市町村民税を除く。）及び<u>罰科金の額を損金の額に算入した場合のこれらの租税公課及び罰科金</u></p> <p>(3) .....</p> <p>（利益積立金額が出資総額の 4 分の 1 を超える場合のその金額の構成）</p> <p>61-11 .....</p> <p>.....利益積立金額（当該事業年度において留保した金額を含む。）.....</p> <p>.....</p>

三十六 第 61 条の 3 (農用地等を取得した場合の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前																				
<p>(農業用の機械及び装置)</p> <p>61 の 3-3 .....</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">別表第七の種類</td> <td>左のうち機械及び装置に該当するもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">~~~~~</td> </tr> <tr> <td>農産物処理加工用機具 (精米又は精麦機を除く。)</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">} 動力により作動するもの</td> </tr> <tr> <td>家畜飼養管理用機具</td> </tr> <tr> <td>養蚕用機具</td> </tr> <tr> <td>.....</td> <td>.....</td> </tr> </table>	別表第七の種類	左のうち機械及び装置に該当するもの	~~~~~		農産物処理加工用機具 (精米又は精麦機を除く。)	} 動力により作動するもの	家畜飼養管理用機具	養蚕用機具	.....	.....	<p>(農業用の機械及び装置)</p> <p>61 の 3-3 .....</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">別表第七の種類</td> <td>左のうち機械及び装置に該当するもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">~~~~~</td> </tr> <tr> <td>農作物処理加工用機具 (精米又は精麦機を除く。)</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">} 動力により作動するもの</td> </tr> <tr> <td>家畜飼養管理用機具</td> </tr> <tr> <td>養蚕用機具</td> </tr> <tr> <td>.....</td> <td>.....</td> </tr> </table>	別表第七の種類	左のうち機械及び装置に該当するもの	~~~~~		農作物処理加工用機具 (精米又は精麦機を除く。)	} 動力により作動するもの	家畜飼養管理用機具	養蚕用機具	.....	.....
別表第七の種類	左のうち機械及び装置に該当するもの																				
~~~~~																					
農産物処理加工用機具 (精米又は精麦機を除く。)	} 動力により作動するもの																				
家畜飼養管理用機具																					
養蚕用機具																					
.....	.....																				
別表第七の種類	左のうち機械及び装置に該当するもの																				
~~~~~																					
農作物処理加工用機具 (精米又は精麦機を除く。)	} 動力により作動するもの																				
家畜飼養管理用機具																					
養蚕用機具																					
.....	.....																				

三十七 第 61 条の 4 (交際費等の損金不算入) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(事業者に金銭等で支出する販売奨励金等の費用)</p> <p>61 の 4(1)-7 .....</p> <p>④ 法人が特約店等の従業員等(役員及び従業員をいう。以下同じ。)を被保険者とするいわゆる掛捨ての生命保険又は損害保険(役員、部課長その他特定の従業員等のみを被保険者とするものを除く。)の保険料を負担した場合のその負担した金額は、販売奨励金等に該当する。</p> <p>(情報提供料等と交際費等との区分)</p> <p>61 の 4(1)-8 .....</p> <p>.....従業員等.....</p>	<p>(事業者に金銭等で支出する販売奨励金等の費用)</p> <p>61 の 4(1)-7 .....</p> <p>④ 法人が特約店等の従業員(役員及び使用人をいう。以下 61 の 4(1)-18 までにおいて同じ。)を被保険者とするいわゆる掛捨ての生命保険又は損害保険(役員、部課長その他特定の従業員のみを被保険者とするものを除く。)の保険料を負担した場合のその負担した金額は、販売奨励金等に該当する。</p> <p>(情報提供料等と交際費等との区分)</p> <p>61 の 4(1)-8 .....</p> <p>.....従業員.....</p>

改 正 後	改 正 前
(1) .....	(1) .....
(2) .....	(2) .....
(3) .....	(3) .....
(註) .....	(註) .....
(福利厚生費と交際費等との区分)	
61 の 4(1)-10 .....	61 の 4(1)-10 .....
(1) ..... <u>従業員等</u> .....	(1) ..... <u>従業員</u> .....
(2) <u>従業員等</u> (従業員等であった者を含む。) 又はその親族等の慶弔、禍福に際し一定の基準に従って支給される金品に要する費用	(2) <u>従業員</u> (従業員であった者を含む。) 又はその親族等の慶弔、禍福に際し一定の基準に従って支給される金品に要する費用
(取引先に対する災害見舞金等)	
61 の 4(1)-10 の 3 .....	61 の 4(1)-10 の 3 .....
(註) 1 .....	(註) 1 .....
2 .....	2 .....
..... <u>従業員等</u> .....	..... <u>従業員</u> .....
3 .....	3 .....
..... <u>従業員等</u> .....	..... <u>従業員</u> .....
(給与等と交際費等との区分)	
61 の 4(1)-12 <u>従業員等</u> .....	61 の 4(1)-12 <u>従業員</u> .....
(1) .....	(1) .....
(2) ..... <u>従業員等</u> .....	(2) ..... <u>従業員</u> .....
(3) .....	(3) .....

(特約店等の従業員等を対象として支出する報奨金品)

61 の 4(1)-14 .....  
.....従業員等.....

(交際費等に含まれる費用の例示)

61 の 4(1)-15 次のような費用は、原則として交際費等の金額に含まれるものとする。ただし、措置法第 61 条の 4 第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける費用を除く。

- (1) .....
- (2) .....
- (3) .....
- (4) .....
- (5) .....
- (6) .....
- (7) .....
- (8) .....
- (注) .....

.....令第 14 条第 1 項第 8 号イ.....

- (9) .....従業員等.....
- (10) .....
- (11) .....

(飲食その他これに類する行為の範囲)

61 の 4(1)-15 の 2 措置法第 61 条の 4 第 3 項第 2 号に規定する「飲食その他これに類する行為」 (以下「飲食等」という。) には、得意先、仕入先等社外の者に対する接待、供給の際の飲食の他、例えば、得意先、仕入先等の業務の遂行

(特約店等の従業員を対象として支出する報奨金品)

61 の 4(1)-14 .....  
.....従業員.....

(交際費等に含まれる費用の例示)

61 の 4(1)-15 次のような費用は、原則として交際費等の金額に含まれるものとする。

- (1) .....
- (2) .....
- (3) .....
- (4) .....
- (5) .....
- (6) .....
- (7) .....
- (8) .....
- (注) .....

.....令第 14 条第 1 項第 9 号イ.....

- (9) .....従業員.....
- (10) .....
- (11) .....

(新 設)

や行事の開催に際して、得意先、仕入先等の従業員等によって飲食されることが想定される弁当等の差し入れが含まれることに留意する。

④ 例えば中元・歳暮の贈答のように、単なる飲食物の詰め合わせ等を贈答する行為は、飲食等には含まれない。ただし、本文の飲食等に付随して支出した費用については、当該飲食等に要する費用に含めて差し支えない。

(旅行等に招待し、併せて会議を行った場合の会議費用)

61の4(1)-16 製造業者又は卸売業者が特約店その他の販売業者を旅行、観劇等に招待し、併せて新製品の説明、販売技術の研究等の会議を開催した場合において、その会議が会議としての実体を備えていると認められるときは、会議に通常要すると認められる費用の金額は、交際費等の金額に含めないことに取り扱う。

④ 旅行、観劇等の行事に際しての飲食等は、当該行事の実施を主たる目的とする一連の行為の一つであることから、当該行事と不可分かつ一体的なものとして取り扱うことに留意する。ただし、当該一連の行為とは別に単独で行われていると認められる場合及び本文の取扱いを受ける会議に係るものと認められる場合は、この限りでない。

(下請企業の従業員等のために支出する費用)

- 61の4(1)-18 .....
- (1) .....従業員等.....  
 .....従業員等.....従業員等.....
- (2) .....  
 .....従業員等.....従業員等.....
- (3) .....従業員等.....

(旅行等に招待し、併せて会議を行った場合の会議費用)

61の4(1)-16 製造業者又は卸売業者が特約店その他の販売業者を旅行、観劇等に招待し、併せて新製品の説明、販売技術の研究等の会議を開催した場合において、その会議が会議としての実体を備えていると認められるときは、会議に通常要すると認められる費用の金額は、交際費等の金額に含めないことに取り扱う。

(下請企業の従業員のために支出する費用)

- 61の4(1)-18 .....
- (1) .....従業員.....  
 .....従業員.....従業員.....
- (2) .....  
 .....従業員.....従業員.....
- (3) .....従業員.....

(4) .....従業員等.....従業員等.....

(カレンダー、手帳等に類する物品の範囲)

61の4(1)-20 措置法令第37条の5第2項第1号.....

(会議に関連して通常要する費用の例示)

61の4(1)-21 会議に際して社内又は通常会議を行う場所において通常供与される昼食の程度を超えない飲食物等の接待に要する費用は、原則として措置法令第37条の5第2項第2号に規定する「会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用」に該当するものとする。

(㊦) 1 会議には、来客との商談、打合せ等が含まれる。

2 本文の取扱いは、その1人当たりの費用の金額が措置法令第37条の5第1項に定める金額を超える場合であっても、適用があることに留意する。

(交際費等の支出の方法)

61の4(1)-23 .....

(1) .....

(2) .....

(3) .....

(㊦) 措置法令第37条の5第1項に規定する「飲食その他これに類する行為のために要する費用として支出する金額」とは、その飲食等のために要する費用の総額をいう。したがって、措置法第61条の4第3項第2号の規定の適用に当たって、例えば、本文の(1)又は(2)の場合におけるこれらの法人の分担又は負担した金額については、その飲食等のために要する費用の総額を当該飲食等に参加した者の数で除して計算した金額が5,000円以下であるときに、同号の規定の適用があることに留意する。ただし、分担又は負担した法人側に

(4) .....従業員.....従業員.....

(カレンダー、手帳等に類する物品の範囲)

61の4(1)-20 措置法令第37条の5第1号.....

(会議に関連して通常要する費用の例示)

61の4(1)-21 会議に際して社内又は通常会議を行う場所において通常供与される昼食の程度を超えない飲食物等の接待に要する費用は、原則として措置法令第37条の5第2号に規定する「会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用」に該当するものとする。

(㊦) 会議には、来客との商談、打合せ等が含まれる。

(交際費等の支出の方法)

61の4(1)-23 .....

(1) .....

(2) .....

(3) .....

改 正 後	改 正 前
<p><u>当該費用の総額の通知がなく、かつ、当該飲食等に要する1人当たりの費用の金額がおおむね5,000円程度に止まると想定される場合には、当該分担又は負担した金額をもって判定して差し支えない。</u></p> <p>(交際費等の損金不算入額を計算する場合の<u>資本金の額又は出資金の額等</u>)</p> <p>61の4(2)-1 .....<u>資本金の額又は出資金の額</u>.....            .....<u>資本金の額又は出資金の額</u>.....</p> <p>(税金引当金の区分)</p> <p>61の4(2)-4 .....            .....<u>利益又は剰余金の処分</u>.....</p>	<p>(交際費等の損金不算入額を計算する場合の<u>資本又は出資の金額等</u>)</p> <p>61の4(2)-1 .....<u>資本又は出資の金額</u>.....            .....<u>資本又は出資の金額</u>.....</p> <p>(税金引当金の区分)</p> <p>61の4(2)-4 .....            .....<u>利益処分</u>.....</p>

三十八 第62条の3（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係

改 正 後	改 正 前
<p>(土地類似株式等の判定)</p> <p>62の3(1)-19 .....            .....<u>発行済株式又は出資</u>（当該発行人が有する自己の株式等を除く。以下「発行済株式等」という。）の<u>総数又は総額</u>の.....<u>株式等の数又は金額</u>の合計が、当該発行人の<u>発行済株式等の総数又は総額</u>の100分の5に当該事業年度の月数を乗じてこれを12で除して計算した<u>数又は金額</u>以上である.....</p> <p>(注) .....</p> <p>(総資産の価額の総額の算定が困難な場合の簡便計算)</p>	<p>(土地類似株式等の判定)</p> <p>62の3(1)-19 .....            .....<u>発行済株式又は出資</u>（当該発行人が有する自己の株式等を除く。以下「発行済株式等」という。）の<u>総数</u>の.....<u>株式等の数の合計</u>が、当該発行人の<u>発行済株式等の総数</u>の100分の5に当該事業年度の月数を乗じてこれを12で除して計算した<u>数</u>以上である.....</p> <p>(注) .....</p> <p>(総資産の価額の総額の算定が困難な場合の簡便計算)</p>

62 の 3(1)－20 .....

(算式)

$$\frac{\text{当該株式等の譲渡対価の額}}{\text{譲渡株式等の数又は金額}} \times \frac{\text{発行法人の発行済株式等の総数又は総額}}{\text{発行法人が有する負債の総額}} + \text{金額 (退職給付引当金の額を含む。)}$$

(借地権を消滅させた場合の譲渡対価の額)

62 の 3(2)－7 .....

.....措置法令第 38 条の 4 第 3 項第 1 号.....

(借地権を消滅させた後土地等の譲渡をした場合の譲渡対価の区分)

62 の 3(2)－8 .....

.....措置法令第 38 条の 4 第 3 項第 1 号.....

- (1) .....
- (2) .....
- (㊦) .....

(底地を取得した後土地等の譲渡をした場合の譲渡対価の区分)

62 の 3(2)－9 .....

.....措置法令第 38 条の 4 第 3 項第 1 号.....

- (1) .....
- (2) .....
- (㊦) .....

(圧縮記帳に係る積立金がある土地等の帳簿価額)

62 の 3(3)－1 .....積立金.....

62 の 3(1)－20 .....

(算式)

$$\frac{\text{当該株式等の譲渡対価の額}}{\text{譲渡株式等の数}} \times \frac{\text{発行法人の発行済株式等の総数}}{\text{発行法人が有する負債の総額}} + \text{金額 (退職給与引当金の額を含む。)}$$

(借地権を消滅させた場合の譲渡対価の額)

62 の 3(2)－7 .....

.....措置法令第 38 条の 4 第 4 項第 1 号.....

(借地権を消滅させた後土地等の譲渡をした場合の譲渡対価の区分)

62 の 3(2)－8 .....

.....措置法令第 38 条の 4 第 4 項第 1 号.....

- (1) .....
- (2) .....
- (㊦) .....

(底地を取得した後土地等の譲渡をした場合の譲渡対価の区分)

62 の 3(2)－9 .....

.....措置法令第 38 条の 4 第 4 項第 1 号.....

- (1) .....
- (2) .....
- (㊦) .....

(圧縮記帳に係る引当金等がある土地等の帳簿価額)

62 の 3(3)－1 .....引当金又は積立金.....



改 正 後	改 正 前
<p>……………<u>措置法令第 38 条の 4 第 5 項第 1 号イ</u>……………積立金… ……………</p> <p>(注) ……………積立金……………積立て……………</p> <p>(借地権を消滅させた後土地等の譲渡をした場合の原価の額の区分)</p> <p>62 の 3(3)-2 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 38 条の 4 第 5 項第 1 号イからニまで</u>……………</p> <p>…</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(底地を取得した後土地等の譲渡をした場合の原価の額の区分)</p> <p>62 の 3(3)-3 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 38 条の 4 第 5 項第 1 号イからニまで</u>……………</p> <p>…</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(異なる取得価額の土地から成る一団の宅地の一部を譲渡した場合の原価の額の計算)</p> <p>62 の 3(3)-4 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 38 条の 4 第 5 項第 1 号イ</u>……………</p> <p>(注) 1 ……………</p> <p>2 ……………</p>	<p>……………<u>措置法令第 38 条の 4 第 6 項第 1 号イ</u>……………<u>引当金又</u> <u>は積立金</u>……………</p> <p>(注) ……………<u>引当金又は積立金</u>……………<u>繰入れ又は積立て</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(借地権を消滅させた後土地等の譲渡をした場合の原価の額の区分)</p> <p>62 の 3(3)-2 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 38 条の 4 第 6 項第 1 号イからニまで</u>……………</p> <p>…</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(底地を取得した後土地等の譲渡をした場合の原価の額の区分)</p> <p>62 の 3(3)-3 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 38 条の 4 第 6 項第 1 号イからニまで</u>……………</p> <p>…</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(異なる取得価額の土地から成る一団の宅地の一部を譲渡した場合の原価の額の計算)</p> <p>62 の 3(3)-4 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 38 条の 4 第 6 項第 1 号イ</u>……………</p> <p>(注) 1 ……………</p> <p>2 ……………</p>

(仲介行為者が2以上である場合の原価の額の計算)

62の3(3)-5 .....  
.....措置法令第38条の4第5項第1号ホ.....

(造成費の支出がある場合の譲渡土地等の帳簿価額の累計額の計算)

62の3(4)-1 措置法令第38条の4第6項第1号イ、ロ又はハ.....

(期末帳簿価額についての見積計算の不適用)

62の3(4)-2 措置法令第38条の4第6項第1号イ(1)若しくは(2)又はロ(1).....  
.....  
④1 .....  
2 .....

(概算法による場合の譲渡経費)

62の3(4)-5 .....措置法令第38条の4第6項.....

(仲介行為の場合における保有期間)

62の3(4)-6 .....措置法令第38条の4第6項第1号.....

(売主及び買主の双方から報酬を受ける場合の概算法による経費の計算)

62の3(4)-7 .....  
.....措置法令第38条の4第3項第1号.....同条第6項  
各号.....  
.....

(仲介行為者が2以上である場合の原価の額の計算)

62の3(3)-5 .....  
.....措置法令第38条の4第6項第1号ホ.....

(造成費の支出がある場合の譲渡土地等の帳簿価額の累計額の計算)

62の3(4)-1 措置法令第38条の4第7項第1号イ、ロ又はハ.....

(期末帳簿価額についての見積計算の不適用)

62の3(4)-2 措置法令第38条の4第7項第1号イ(1)若しくは(2)又はロ(1).....  
.....  
④1 .....  
2 .....

(概算法による場合の譲渡経費)

62の3(4)-5 .....措置法令第38条の4第7項.....

(仲介行為の場合における保有期間)

62の3(4)-6 .....措置法令第38条の4第7項第1号.....

(売主及び買主の双方から報酬を受ける場合の概算法による経費の計算)

62の3(4)-7 .....  
.....措置法令第38条の4第4項第1号.....同条第7項  
各号.....  
.....

改 正 後	改 正 前
(実額配賦法による場合の経費の範囲)	(実額配賦法による場合の経費の範囲)
62 の 3(4)-8 .....措置法令第 38 条の 4 第 6 項第 2 号..... 同条第 8 項.....	62 の 3(4)-8 .....措置法令第 38 条の 4 第 7 項第 2 号..... 同条第 9 項.....
(所得計算上損金の額に算入されない費用)	(所得計算上損金の額に算入されない費用)
62 の 3(4)-12 ..... .....措置法令第 38 条の 4 第 8 項..... (註) .....	62 の 3(4)-12 ..... .....措置法令第 38 条の 4 第 9 項..... (註) .....
(宅地建物取引業者の有する土地等)	(宅地建物取引業者の有する土地等)
62 の 3(5)-1 ..... .....措置法令第 38 条の 4 第 9 項..... (註) .....	62 の 3(5)-1 ..... .....措置法令第 38 条の 4 第 10 項..... (註) .....
(居住用家屋の判定)	(居住用家屋の判定)
62 の 3(5)-3 措置法令第 38 条の 4 第 9 項.....	62 の 3(5)-3 措置法令第 38 条の 4 第 10 項.....
(土地区画整理事業の換地処分により取得した土地等を譲渡した場合の除外規定の適用)	(土地区画整理事業の換地処分により取得した土地等を譲渡した場合の除外規定の適用)
62 の 3(5)-4 ..... .....措置法令第 38 条の 4 第 10 項第 1 号ロ.....	62 の 3(5)-4 ..... .....措置法令第 38 条の 4 第 11 項第 1 号ロ.....
(造成工事の対価として取得した土地等を譲渡した場合の除外規定の適用)	(造成工事の対価として取得した土地等を譲渡した場合の除外規定の適用)
62 の 3(5)-5 ..... .....措置法令第 38 条の 4 第 10 項第 1 号ロ.....	62 の 3(5)-5 ..... .....措置法令第 38 条の 4 第 11 項第 1 号ロ.....

(いわゆる売建方式による場合の除外規定の適用)

62の3(5)-6 .....  
.....措置法令第38条の4第10項第1号イ.....

(構築物の耐用年数の判定)

62の3(5)-7 措置法令第38条の4第10項第1号イ.....

(造成費用の範囲)

62の3(5)-8 措置法令第38条の4第10項第1号ロ.....

(土地等の譲渡の日の前日における価額)

62の3(5)-9 措置法令第38条の4第10項第1号ロ.....

(棚卸資産に該当する土地等を譲渡した場合の取扱い)

62の3(5)-10 .....  
(注) .....措置法令第38条の4第10項.....

(代行買収により代替地が買い取られる場合の除外規定の不適用)

62の3(5)-11 .....  
.....措置法令第38条の4第11項第3号.....

(収用対償地の買取りに係る契約方式)

62の3(5)-12 .....  
.....措置法令第38条の4第11項第3号.....  
(1) .....

(いわゆる売建方式による場合の除外規定の適用)

62の3(5)-6 .....  
.....措置法令第38条の4第11項第1号イ.....

(構築物の耐用年数の判定)

62の3(5)-7 措置法令第38条の4第11項第1号イ.....

(造成費用の範囲)

62の3(5)-8 措置法令第38条の4第11項第1号ロ.....

(土地等の譲渡の日の前日における価額)

62の3(5)-9 措置法令第38条の4第11項第1号ロ.....

(棚卸資産に該当する土地等を譲渡した場合の取扱い)

62の3(5)-10 .....  
(注) .....措置法令第38条の4第11項.....

(代行買収により代替地が買い取られる場合の除外規定の不適用)

62の3(5)-11 .....  
.....措置法令第38条の4第12項第3号.....

(収用対償地の買取りに係る契約方式)

62の3(5)-12 .....  
.....措置法令第38条の4第12項第3号.....  
(1) .....

改 正 後	改 正 前
(2) .....	(2) .....
(地方公共団体の出資又はきよ出により設立された法人の意義)	(地方公共団体の出資又はきよ出により設立された法人の意義)
62 の 3(5)-13 <u>措置法令第 38 条の 4 第 12 項第 2 号イ</u> .....	62 の 3(5)-13 <u>措置法令第 38 条の 4 第 13 項第 2 号イ</u> .....
(建築面積等の意義)	(建築面積等の意義)
62 の 3(5)-15 .....	62 の 3(5)-15 .....
..... <u>措置法令第 38 条の 4 第 18 項第 2 号ロ</u> .....	..... <u>措置法令第 38 条の 4 第 19 項第 2 号ロ</u> .....
(床面積の 4 分の 3 以上に相当する部分が専ら居住の用に供されるものであるかどうかの判定)	(床面積の 4 分の 3 以上に相当する部分が専ら居住の用に供されるものであるかどうかの判定)
62 の 3(5)-25 <u>措置法令第 38 条の 4 第 27 項第 3 号</u> .....	62 の 3(5)-25 <u>措置法令第 38 条の 4 第 28 項第 3 号</u> .....
(一の住宅の意義等)	(一の住宅の意義等)
62 の 3(5)-29 <u>措置法令第 38 条の 4 第 29 項</u> .....	62 の 3(5)-29 <u>措置法令第 38 条の 4 第 30 項</u> .....
.....	.....
(併) .....	(併) .....
(併用住宅の場合)	(併用住宅の場合)
62 の 3(5)-30 .....	62 の 3(5)-30 .....
(併) ..... <u>措置法令第 38 条の 4 第 29 項</u> .....	(併) ..... <u>措置法令第 38 条の 4 第 30 項</u> .....
(床面積の意義)	(床面積の意義)
62 の 3(5)-31 ..... <u>措置法令第 38 条の 4 第 27 項第 3 号</u> .....	62 の 3(5)-31 ..... <u>措置法令第 38 条の 4 第 28 項第 3 号</u> .....
... <u>同条第 29 項第 1 号</u> .....	... <u>同条第 30 項第 1 号</u> .....

<p>(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)</p> <p>62の3(6)-6 .....措置法令第38条の4第35項第2号から第6号まで .....</p> <p>(土地等以外の資産がある場合の取得日)</p> <p>62の3(6)-7 .....措置法令第38条の4第35項第3号から第6号まで .....</p> <p>(取得日の異なる土地等がある場合の区分)</p> <p>62の3(6)-8 .....措置法令第38条の4第35項第3号から第6号まで .....</p> <p>(注) .....</p> <p>(開発許可等を受けることができると思込まれる日の認定)</p> <p>62の3(6)-10 <u>措置法令第38条の4第31項又は第32項</u>..... .....<u>同条第30項</u>.....</p> <p>(注) .....</p>	<p>(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)</p> <p>62の3(6)-6 .....措置法令第38条の4第36項第2号から第6号まで .....</p> <p>(土地等以外の資産がある場合の取得日)</p> <p>62の3(6)-7.....措置法令第38条の4第36項第3号から第6号まで .....</p> <p>(取得日の異なる土地等がある場合の区分)</p> <p>62の3(6)-8 .....措置法令第38条の4第36項第3号から第6号まで .....</p> <p>(注) .....</p> <p>(開発許可等を受けることができると思込まれる日の認定)</p> <p>62の3(6)-10 <u>措置法令第38条の4第32項又は第33項</u>..... .....<u>同条第31項</u>.....</p> <p>(注) .....</p>
---	--

三十九 第63条《短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(措置法第29条の適用がある場合の譲渡利益金額の通算の特例)</p> <p>63(1)-3 .....</p> <p>.....短期所有土地等(措置法第63条第2項第1号の規定の適用を受ける土地等の譲渡に係る土地等をいう。以下同じ。) .....</p>	<p>(措置法第29条の適用がある場合の譲渡利益金額の通算の特例)</p> <p>63(1)-3 .....</p> <p>.....短期所有土地等(措置法令第38条の5第1項第4号に規定する短期所有土地等をいう。以下同じ。) .....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(土地類似株式等の判定)</p> <p>63(1)-20 ……………</p> <p>……………<u>発行済株式又は出資</u> (当該発行人が有する自己の株式等を除く。以下「発行済株式等」という。)の<u>総数又は総額</u>の……………<u>株式等の数又は金額</u>の合計が、当該発行人の<u>発行済株式等の総数又は総額</u>の100分の5に当該事業年度の月数を乗じてこれを12で除して計算した<u>数又は金額</u>以上である……………</p> <p>(註) ……………</p> <p>(総資産の価額の総額の算定が困難な場合の簡便計算)</p> <p>63(1)-21 ……………</p> <p>(算式)</p> $\frac{\text{当該株式等の譲渡対価の額}}{\text{譲渡株式等の数又は金額}} \times \frac{\text{発行人の発行済株式等の総数又は総額}}{\text{発行済株式等の総数又は総額}} + \text{金額 (退職給付引当金の額を含む。)}$ <p>(借地権を消滅させた場合の譲渡対価の額)</p> <p>63(2)-7 ……………</p> <p>……………<u>同令第38条の4第3項第1号</u>……………</p> <p>(借地権を消滅させた後土地等の譲渡をした場合の譲渡対価の区分)</p> <p>63(2)-8 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第38条の4第3項第1号</u>……………</p> <p>(1) ……………</p>	<p>(土地類似株式等の判定)</p> <p>63(1)-20 ……………</p> <p>……………<u>発行済株式又は出資</u> (当該発行人が有する自己の株式等を除く。以下「発行済株式等」という。)の<u>総数</u>の……………<u>株式等の数の合計</u>が、当該発行人の<u>発行済株式等の総数</u>の100分の5に当該事業年度の月数を乗じてこれを12で除して計算した<u>数</u>以上である……………</p> <p>(註) ……………</p> <p>(総資産の価額の総額の算定が困難な場合の簡便計算)</p> <p>63(1)-21 ……………</p> <p>(算式)</p> $\frac{\text{当該株式等の譲渡対価の額}}{\text{譲渡株式等の数}} \times \frac{\text{発行人の発行済株式等の総数}}{\text{発行済株式等の総数}} + \text{金額 (退職給与引当金の額を含む。)}$ <p>(借地権を消滅させた場合の譲渡対価の額)</p> <p>63(2)-7 ……………</p> <p>……………<u>同令第38条の4第4項第1号</u>……………</p> <p>(借地権を消滅させた後土地等の譲渡をした場合の譲渡対価の区分)</p> <p>63(2)-8 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第38条の4第4項第1号</u>……………</p> <p>(1) ……………</p>

(2) .....

(註) .....

(底地を取得した後土地等の譲渡をした場合の譲渡対価の区分)

63(2)-9 .....

.....措置法令第 38 条の 4 第 3 項第 1 号.....

(1) .....

(2) .....

(註) .....

(圧縮記帳に係る積立金がある土地等の帳簿価額)

63(3)-1 .....積立金.....

.....措置法令第 38 条の 4 第 5 項第 1 号イ.....積立金.....

.....

(註) .....積立金.....積立て.....

(借地権を消滅させた後土地等の譲渡をした場合の原価の額の区分)

63(3)-2 .....

.....措置法令第 38 条の 4 第 5 項第 1 号イからニまで.....

...

(1) .....

(2) .....

(底地を取得した後土地等の譲渡をした場合の原価の額の区分)

63(3)-3 .....

(2) .....

(註) .....

(底地を取得した後土地等の譲渡をした場合の譲渡対価の区分)

63(2)-9 .....

.....措置法令第 38 条の 4 第 4 項第 1 号.....

(1) .....

(2) .....

(註) .....

(圧縮記帳に係る引当金等がある土地等の帳簿価額)

63(3)-1 .....引当金又は積立金.....

.....措置法令第 38 条の 4 第 6 項第 1 号イ.....引当金又

は積立金.....

(註) .....引当金又は積立金.....繰入れ又は積立て.....

.....

(借地権を消滅させた後土地等の譲渡をした場合の原価の額の区分)

63(3)-2 .....

.....措置法令第 38 条の 4 第 6 項第 1 号イからニまで.....

...

(1) .....

(2) .....

(底地を取得した後土地等の譲渡をした場合の原価の額の区分)

63(3)-3 .....



改 正 後	改 正 前
<p>.....措置法令第 38 条の 4 第 5 項第 1 号イからニまで.....</p> <p>...</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(異なる取得価額の土地から成る一団の宅地の一部を譲渡した場合の原価の額の計算)</p> <p>63(3)-4 .....</p> <p>.....措置法令第 38 条の 4 第 5 項第 1 号イ.....</p> <p>④ 1 .....</p> <p>2 .....</p> <p>(仲介行為者が 2 以上である場合の原価の額の計算)</p> <p>63(3)-5 .....</p> <p>.....措置法令第 38 条の 4 第 5 項第 1 号ホ.....</p> <p>(造成費の支出がある場合の譲渡土地等の帳簿価額の累計額の計算)</p> <p>63(4)-1 .....措置法令第 38 条の 4 第 6 項第 1 号ロ又はハ.....</p> <p>.....</p> <p>(期末帳簿価額についての見積計算の不適用)</p> <p>63(4)-2 .....措置法令第 38 条の 4 第 6 項第 1 号ロ(1).....</p> <p>④ 1 .....</p> <p>2 .....</p>	<p>.....措置法令第 38 条の 4 第 6 項第 1 号イからニまで.....</p> <p>...</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(異なる取得価額の土地から成る一団の宅地の一部を譲渡した場合の原価の額の計算)</p> <p>63(3)-4 .....</p> <p>.....措置法令第 38 条の 4 第 6 項第 1 号イ.....</p> <p>④ 1 .....</p> <p>2 .....</p> <p>(仲介行為者が 2 以上である場合の原価の額の計算)</p> <p>63(3)-5 .....</p> <p>.....措置法令第 38 条の 4 第 6 項第 1 号ホ.....</p> <p>(造成費の支出がある場合の譲渡土地等の帳簿価額の累計額の計算)</p> <p>63(4)-1 .....措置法令第 38 条の 4 第 7 項第 1 号ロ又はハ.....</p> <p>.....</p> <p>(期末帳簿価額についての見積計算の不適用)</p> <p>63(4)-2 .....措置法令第 38 条の 4 第 7 項第 1 号ロ(1).....</p> <p>④ 1 .....</p> <p>2 .....</p>

(概算法による場合の譲渡経費)

63(4)-5 .....  
.....措置法令第 38 条の 4 第 6 項.....

(仲介行為の場合における保有期間)

63(4)-6 .....  
.....措置法令第 38 条の 4 第 6 項第 1 号.....

(売主及び買主の双方から報酬を受ける場合の概算法による経費の計算)

63(4)-7 .....  
.....措置法令第 38 条の 4 第 3 項第 1 号.....措置法令第  
38 条の 4 第 6 項各号.....  
.....

(実額配賦法による場合の経費の範囲)

63(4)-8 .....  
.....措置法令第 38 条の 4 第 6 項第 2 号.....措置法令第  
38 条の 4 第 8 項.....

(所得計算上損金の額に算入されない費用)

63(4)-12 .....  
.....措置法令第 38 条の 4 第 8 項.....  
(註) .....

(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)

63(6)-6 .....

(概算法による場合の譲渡経費)

63(4)-5 .....  
.....措置法令第 38 条の 4 第 7 項.....

(仲介行為の場合における保有期間)

63(4)-6 .....  
.....措置法令第 38 条の 4 第 7 項第 1 号.....

(売主及び買主の双方から報酬を受ける場合の概算法による経費の計算)

63(4)-7 .....  
.....措置法令第 38 条の 4 第 4 項第 1 号.....措置法令第  
38 条の 4 第 7 項各号.....  
.....

(実額配賦法による場合の経費の範囲)

63(4)-8 .....  
.....措置法令第 38 条の 4 第 7 項第 2 号.....措置法令第  
38 条の 4 第 9 項.....

(所得計算上損金の額に算入されない費用)

63(4)-12 .....  
.....措置法令第 38 条の 4 第 9 項.....  
(註) .....

(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)

63(6)-6 .....

改 正 後	改 正 前
<p>……………措置法令第 38 条の 4 第 35 項第 2 号から第 6 号まで……………</p> <p>……</p> <p>(土地等以外の資産がある場合の取得日)</p> <p>63(6)–7 ……………</p> <p>……………措置法令第 38 条の 4 第 35 項第 3 号から第 6 号まで……………</p> <p>……</p> <p>(取得日の異なる土地等がある場合の区分)</p> <p>63(6)–8 ……………</p> <p>……………措置法令第 36 条の 4 第 35 項第 3 号から第 6 号まで……………</p> <p>……</p> <p>(注) ……………</p>	<p>……………措置法令第 38 条の 4 第 36 項第 2 号から第 6 号まで……………</p> <p>……</p> <p>(土地等以外の資産がある場合の取得日)</p> <p>63(6)–7 ……………</p> <p>……………措置法令第 38 条の 4 第 36 項第 3 号から第 6 号まで……………</p> <p>……</p> <p>(取得日の異なる土地等がある場合の区分)</p> <p>63(6)–8 ……………</p> <p>……………措置法令第 36 条の 4 第 36 項第 3 号から第 6 号まで……………</p> <p>……</p> <p>(注) ……………</p>

四十 第 64 条～第 65 条の 2 《収用等の場合の課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(権利変換により借家権を取得しない場合の補償金)</p> <p>64(2)–22 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………<u>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第 43 条</u>……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p>	<p>(権利変換により借家権を取得しない場合の補償金)</p> <p>64(2)–22 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………<u>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第 44 条</u>……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p>

(特別勘定に経理した後に資産の取壊し等をした場合の調整)

- 64(3)-11 .....  
 (1) .....  
 (2) .....  
 .....措置法第 64 条の 2 第 12 項各号.....  
 (3) .....

(特別勘定の金額が 1,000 万円未満のものであるかどうかの判定)

- 64(3)-19 措置法第 64 条の 2 第 10 項及び第 11 項.....

(収用証明書の区分一覧表)

- 64(4)-1 .....

別表 1 収用証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
⑬				※ 1 ..... ※ 2 ..... ..... (鉄道に 関する技術上 の基準を定め る省令 (平13 国土交通省令 13) 第 2 条第 10号)。

(特別勘定に経理した後に資産の取壊し等をした場合の調整)

- 64(3)-11 .....  
 (1) .....  
 (2) .....  
 .....措置法第 64 条の 2 第 11 項各号.....  
 (3) .....

(特別勘定の金額が 1,000 万円未満のものであるかどうかの判定)

- 64(3)-19 措置法第 64 条の 2 第 10 項.....

(収用証明書の区分一覧表)

- 64(4)-1 .....

別表 1 収用証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
⑬				※ 1 ..... ※ 2 ..... ..... (普通鉄 道構造規則 (昭62運輸省 令 14) 第 2 条)。

改 正 後					改 正 前				
㉔	.....	.....	.....	.....	㉔	.....	.....	.....	.....
				※1 ..... …… <u>総務大臣</u> <u>の認定</u> ……					※1 ..... …… <u>総務大臣</u> <u>の許可</u> ……
				※2 .....					※2 .....
				※3 .....					※3 .....
㉕	.....	.....	.....	.....	㉕	.....	.....	.....	.....
(1)	.....	.....	.....	.....	(1)	.....	.....	.....	.....
	…… <u>特別支</u> <u>援学校</u> 及び <u>幼稚園</u>					…… <u>盲学校</u> 、 <u>聾学校</u> 、 <u>養</u> <u>護学校</u> 及 び <u>幼稚園</u>			
(2)	国の設置 に係る <u>特別</u> <u>支援学校</u>				(2)	国の設置 に係る <u>養護</u> <u>学校</u>			
(3)	社会福祉 法人の設置 に係る <u>幼保</u> <u>連携施設</u> (就学前の 子どもに関 する <u>教育</u> 、 <u>保育</u> 等の <u>総</u> <u>合的な提供</u> <u>の推進</u> に関 する法律第				(3)	.....			

<p>3条第2項  <u>の認定を受</u>  <u>けた同項に</u>  <u>規定する幼</u>  <u>保連携施設</u>  <u>をいう。)</u>  <u>を構成する</u>  <u>幼稚園（当</u>  <u>該社会福祉</u>  <u>法人の設置</u>  <u>する保育所</u>  <u>（児童福祉</u>  <u>法第39条第</u>  <u>1項に規定</u>  <u>する保育所</u>  <u>をいう。)</u>  <u>の用に供さ</u>  <u>れる建物及</u>  <u>びその附属</u>  <u>設備と一体</u>  <u>的に設置さ</u>  <u>れるものに</u>  <u>限る。)</u></p>										
<p>(h) ……………          ②⑦ ……………          (i) ……………          (p) ……………          ……児童福          祉法第39条</p>	<p>……………</p>	<p>……………</p>	<p>……………</p>	<p>……………</p>	<p>(c) ……………          ②⑦ ……………          (j) ……………          (q) ……………          ……児童福          祉法第39条</p>	<p>……………</p>	<p>……………</p>	<p>……………</p>	<p>……………</p>	<p>……………</p>

改 正 後				改 正 前			
第1項……				……			
(n) ……				(n) ……			
…… <u>児童福祉法第39条</u>				…… <u>児童福祉法第39条</u>			
<u>第1項</u> ……				……			
(c) <u>学校法人</u>							
<u>の設置に係る</u>							
<u>幼保連携施設</u>							
<u>(就学前の子ども</u>							
<u>に関する教育、保育等</u>							
<u>の総合的な提供の推進</u>							
<u>に関する法律第3条第</u>							
<u>2項の認定を受けた同</u>							
<u>項に規定する幼保連携</u>							
<u>施設をいう。)</u>							
<u>を構成する児童福祉法第39</u>							
<u>条第1項に規定する保</u>							
<u>育所のうち</u>							

	乳児又は幼 児を通じて 20人以上を 入所させる 当該保育所				
51の2	.....	.....	.....	.....	.....
(イ)	.....				
(ロ)	.....				
	..... (密集市街 地における防災 街区の整備の促 進に関する法律 施行令第43条… …				
(ハ)	.....				
(ニ)	.....				
(ホ)	.....				

51の2	.....	.....	.....	.....	.....
(イ)	.....				
(ロ)	.....				
	..... (密集市街 地における防災 街区の整備の促 進に関する法律 施行令第44条… …				
(ハ)	.....				
(ニ)	.....				
(ホ)	.....				

四十一 第 65 条の 2 (収用換地等の場合の所得の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
(補償金の支払請求があった土地の上にある建物等の譲渡期間)	(補償金の支払請求があった土地の上にある建物等の譲渡期間)
65 の 2-5 <u>土地収用法第 46 条の 2 第 1 項</u> ..... .....「補償金の支払の請求があった場合」.....	65 の 2-5 <u>土地収用法</u> ..... .....「 <u>土地収用法第 46 条の 2 第 1 項の規定による補償金の支払の請 求があった場合</u> 」.....